

エコアクション 21 相互認証における「制度間確認」の申請を辞退しました。

このため、KESホームページ「エコアクション 21 相互認証コーナー（産業廃棄物処理業者向け）」（EA21 相互認証「制度間確認」対応として別途策定した「規格・KESステップ2W」「環境報告書（サンプル）」「環境影響評価チェックリスト」等を掲載）は閉鎖いたします。

解説

○「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき“優良産廃処理業者認定制度（以下、「優良認定制度」という。）”が創設され、その認定基準（優良基準）の中に「環境配慮の取組」項目があり、その解説には「ISO14001、環境省のエコアクション 21（以下、「EA21」という。）及びこれと相互認証された規格等が該当する。」とされていました。

KES では、2007 年 4 月 1 日付けで、当時の財団法人地球環境戦略研究機関持続性センターと「産業廃棄物処理業者の相互認証に関する契約書」（以下、「相互認証契約書」という。）を締結し、この契約書の内容を満たすことにより「EA21 と相互認証された規格」に該当するとして運用してきました。

○2013 年 3 月 29 日付で、環境省から「EA21 と同等と見なされる地域等で実施されている環境マネジメントシステム等の認証の基準」（以下、「相互認証基準」という。）が明示され、さらに 2015 年 4 月 1 日以降の相互認証はこの「相互認証基準」を満たすことが求められることになりました。

この「相互認証基準」には、「環境配慮の取組」として KES など地域版 EMS については「EA21 と相互認証されている認証制度による認証を受けていること。」が求められているため、KES も EA21 との相互認証のための「制度間確認」について申請手続きを進めてきました。

○申請手続きを進める過程で、KES 取組みの産業廃棄物処理業者様が優良認定業者の認定申請される場合は、限りなく EA21 に近い取組みをお願いし、なおかつ相互認証「個別確認」のための複雑な手続きとその都度 1 万円の費用（申請料）をご負担いただくことが明らかになってきました。

KES 環境機構としましては、このような KES 取組みご希望事業者様への業務やコストの負担増を回避することを優先する意味でも、現時点では EA21 との相互認証の「制度間確認」申請は辞退することが望ましいと判断いたしました。